明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ハ　当該部門に退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。

ニ　専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。

ホ　その他退院調整を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　新生児特定集中治療室退院調整加算の注2に規定する厚生労働大臣が定めるもの

出生時体重が千五百グラム未満の者又は第八の十の(2)に規定する超重症の状態若しくは第八の十の(3)に規定する準超重症の状態である者であって当該状態が二十八日以上継続しているもの

三十三の四　救急搬送患者地域連携紹介加算の施設基準

(1)　救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。

(2)　救急医療管理加算、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料又は小児特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

三十三の五　救急搬送患者地域連携受入加算の施設基準

救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。

三十三の六　精神科救急搬送患者地域連携紹介加算の施設基準

(1)　救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。

(2)　精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

三十三の七　精神科救急搬送患者地域連携受入加算の施設基準

(1)　救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。

(2)　精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

三十四　総合評価加算の施設基準

(1)　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十五歳以上の者の総合的な機能評価を適切に実施できる保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に、高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が一名以上配置されていること。

(3)　介護保険法施行令第二条各号に規定する疾病を有する四十歳以上六十五歳未満の者又は六十五歳以上の者の総合的な機能評価を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三十五　削除

三十五の二　呼吸ケアチーム加算の施設基準等

(1)　呼吸ケアチーム加算の施設基準

イ　人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　当該加算の対象患者について呼吸ケアチームによる診療計画書を作成していること。

ハ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ニ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

(2)　呼吸ケアチーム加算の対象患者

次のいずれにも該当する患者であること。

イ　四十八時間以上継続して人工呼吸器を装着している患者であること。

ロ　次のいずれかに該当する患者であること。

①　人工呼吸器を装着している状態で当該加算を算定できる病棟に入院（転棟及び転床を含む。）した患者であって、当該病棟に入院した日から起算して一月以内のもの

②　当該加算を算定できる病棟に入院した後に人工呼吸器を装着した患者であって、装着した日から起算して一月以内のもの

三十五の三　後発医薬品使用体制加算の施設基準等

(1)　後発医薬品使用体制加算1の施設基準

イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

ロ　当該保険医療機関において使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の品目数が三割以上であること。

ハ　後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(2)　後発医薬品使用体制加算2の施設基準

イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。

ロ　当該保険医療機関において使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の品目数が二割以上三割未満であること。

ハ　後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(3)　後発医薬品使用体制加算の注に規定する厚生労働大臣が定める患者

診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者

三十五の四　病棟薬剤業務実施加算の施設基準

(1)　病棟ごとに専任の薬剤師が配置されていること。

(2)　薬剤師が実施する病棟における薬剤関連業務につき、病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性に資するために十分な時間が確保されていること。

(3)　医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有すること。

(4)　当該保険医療機関における医薬品の使用に係る状況を把握するとともに、医薬品の安全性に係る重要な情報を把握した際に、速やかに必要な措置を講じる体制を有していること。

(5)　薬剤管理指導料の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(6)　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

三十五の五　データ提出加算の施設基準

(1)　診療録管理体制加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。

(2)　診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

三十六　地域歯科診療支援病院入院加算の施設基準

(1)　地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っていること。

(2)　当該地域において、歯科診療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

第九　特定入院料の施設基準等

一　通則

(1)　病院であること。

(2)　看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。

(3)　特定入院料を算定する病棟及び治療室等（地域包括ケア病棟入院料（許可病床数が二百床未満のものに限る。）、精神療養病棟及び特定一般病棟入院料を算定する病棟を除く。）以外の病棟において、入院基本料（特別入院基本料等を除く。）を算定していること。

(4)　厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準又は医師等の員数の基準のいずれにも該当していないこと。